

# みよし友愛サービス事業実施要綱

平成25年5月29日  
要綱 第35号

みよし友愛サービス事業実施要綱（平成4年4月1日 要綱第7号）の全部を改正する。

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この事業は、在宅福祉の一環として住民の参加と協力により、日常生活で困ったときに、三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会員同志が相互に助け合うことを目的とする。

（事 業）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在宅福祉サービス向上のための調査、研究
- (2) 必要経費を徴しての在宅福祉サービスの提供
- (3) 会員を対象とした福祉相談、及びそれに付随する事業
- (4) その他、この事業の目的を達成するために必要な事業

（名 称）

第3条 この事業は、みよし友愛サービス事業と称する。

（帳簿等の備え付け）

第4条 社協の会長（以下「会長」という。）は、事業の執行にあたって、必要な帳簿等を備え付け、常に整備しておくものとする。

（コーディネーター）

第5条 会長は、この事業の調整を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、利用者宅を訪問調査し、民生委員等と協働して事業の運営に当たるとともに、総合的相談に応じる。

3 コーディネーターは、会員の状態を常に把握しておかなければならない。

## 第2章 会 員

（会 員）

第6条 この事業においては、三芳町社協会員のうち支援活動を行う会員（以下「協力会員」という。）と、事業を利用する会員（以下「利用会員」という。）に区分する。

2 協力会員であっても、必要に応じて利用会員となることができる。

（会員の資格）

第7条 協力会員及び利用会員は、三芳町に居住し、社協会員の世帯員でなければ

ならない。

(利用の申込)

第8条 会員登録申込書(様式第1号)により、友愛サービス事業の協力会員・利用会員になる旨を会長に申し込むことにより、事業の利用をすることができる。ただし、利用会員になろうとする者が申請できない場合は、親族又は介護者が代わって申込むことができる。

2 利用会員は、この事業の利用に当たり必要な情報を協力会員に提供することを認めるものとする。

3 協力会員には、会員証(様式第2号)を交付する。

(協力会員の義務)

第9条 協力会員は、この事業で知り得た個人情報等を他に漏らしたり、活動目的以外に使用してはならない。又、協力会員でなくなった後も同様とする。

2 活動中に利用会員に異常を認めるときは、その状況を把握し、必要な処置を講ずるとともに、関係機関に連絡をしなければならない。

3 活動するときには、必ず会員証を携帯し、利用会員の請求があれば提示しなければならない。

4 協力会員は、物品の斡旋、販売、勧誘等この事業の支障となるような行為をしてはならない。

5 協力会員及び利用会員は、金銭の貸借及び物品等の贈答を互いに行ってはならない。

### 第3章 事業

(事業の内容)

第10条 事業の内容は、公的サービスでは担えない日常生活の困りごとの軽減・改善とする。

2 事業の内容は、福祉サービス総合補償で補償が可能な内容とする。

3 この事業は、対応可能な協力会員がいた場合に行うものとする。

4 活動時間は、原則として午前9時から午後5時までの時間帯とし、30分以上15分単位とする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(休業日)

第11条 この事業は、12月29日から1月3日までは休業日とする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用の中止)

第12条 会長は、この事業の利用が不相当と認められるとき、利用を中止することができる。

(利用料の負担)

第13条 利用会員は、利用料を翌月26日までに別表第1に定める額を負担しなければならない。

2 利用料の減免については、社会福祉の情勢を勘案し、別途、内規により取扱いを定める。

(協力会員への費用の弁償)

第14条 会長は、協力会員が活動したときは、別表第2に定める額を支払うものとする。

2 費用の弁償は、活動した翌月の25日までに支払うものとする。

(研修)

第15条 会長は、協力会員の意識向上、技術の習得を図るための研修を、適宜行わなければならない。また、他機関、他団体の行う研修、講習会等に参加させるようにしなければならない。

(事業の連携及び推進)

第16条 会長は、本事業の実施に当たっては行政機関、民生委員・児童委員等関係機関と連携を密にし事業の推進に努めるものとする。

2 会長は、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係機関との調整会議を開催するものとする。

(会計)

第17条 社協は事業を行うに当って、一般会計内に、みよし友愛サービス事業経理区分を設け、明確に経理しなければならないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年5月29日より施行する。

別表第1（第13条関係）

利用時間帯	費用負担額（協力会員一人につき）
平日の午前9時から午後5時	1時間 700円
上記以外の時間帯	1時間 800円

備考 費用算定の基礎となる時間数は、つぎのとおりとする。

- 1 利用会員宅を訪問してサービスを提供するときは、訪問から退出までの全時間とし、サービスの提供に伴う外出時間数を含む。ただし、休憩に要した時間数は算入しない。その他のときは、会長がその都度定める。
- 2 1回のサービス提供時間数に端数が生じたときは、次のとおりとする。ただし、1回の時間数が30分未満のときは、30分とする。
  - (1) 端数が15分未満のときは、切り捨てる。
  - (2) 端数が15分以上のときは、切り上げる。
- 3 利用会員の要望等により必要経費が生じた場合は、利用会員が実費を負担する。

別表第2（第14条関係）

活動時間帯	費用支払い額
平日の午前9時から午後5時	1時間 700円
上記以外の時間帯	1時間 800円

備考 費用算定の基礎となる時間数の算出は、別表第1備考の方法を適用する。

様式第1号

平成 年 月 日

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会  
会長 様

申請者住所

氏名

印

電話

みよし友愛サービス事業会員登録申込書

みよし友愛事業実施要綱による会員加入について、下記のとおり登録申し込みます。

記

1 会員の種類 協力会員・利用会員

会員となる者

住 所

氏 名

生年月日 大・昭 年 月 日

電 話

様式第2号

表面

裏面

協力会員

登録番号NO

氏名

男・女

住所

生年月日 大・昭 年 月 日

電話

上記の者は、みよし友愛サービス事業の協力会員であることを証明します。

平成 年 月 日

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

みよし友愛サービス事業

〒354-0041 三芳町大字藤久保185〜4

☎ 049 (258) 0122

《注意》

1. この会員証は、身分証明にもなりますから、紛失しないように保管すること。
2. サービスに従事する場合は、必ず携帯して証明の指示がある場合は提示すること。
3. 記載事項に変更があった場合は、発行者に届け出て訂正をうけること。
4. 他人に貸与しないこと。
5. 退会、その他不要となったときは、直ちに発行者に返納すること。

## みよし友愛サービス利用料減免取扱内規

### (趣 旨)

第1条 この内規は、みよし友愛サービス事業実施要綱（要綱第7号）に定める「みよし友愛サービス事業」に係る利用料の減免について適正な運用を図るため、必要な事項を定める。

### (減免の取扱い)

第2条 みよし友愛サービス事業の利用料の負担軽減のため、以下の世帯に対し減免処理を行う。

- (1) 母子世帯
- (2) 父子世帯

### (減免額)

第3条 前条に該当する世帯がみよし友愛サービス事業を利用する場合は、1時間の利用につき、下表のとおり、利用料を免除する。

利用時間	通常の利用料	減免額
1 月～金 9時～17時	700円	400円
2 1以外の時間帯	800円	500円

### (適用限度)

第4条 減免の適用限度は、1世帯につき、年間24時間を限度とする。  
但し、公的福祉サービス利用開始までの間のつなぎとして利用を要する場合は、3カ月以内に限り適用限度を設けない。

### (その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この内規は、平成24年2月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。